

## 倫理規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、本連盟の役員、委員及び職員（以下「役委員」という。）並びに登録競技者に適用する。

### (基本的責務)

第3条 役委員及び登録競技者は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の関係規程を遵守し、良き社会人として公正かつ誠実に行動しなければならない。

### (役委員及び登録競技者の遵守事項)

第4条 本連盟の名誉・信用を著しく毀損する行為をしてはならない。

- 2 暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 3 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 5 補助金、助成金、その他の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、不適切な支出、受領や他の目的の流用等不正行為を行ってはならない。
- 6 自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- 7 プライバシー（個人的人権・個人的情報）の保護に関して、十分配慮すること。

### (会 議)

第5条 理事会・事業委員会(定款第43条の規定に関する会議)その他の会議において議長は、審議事項の中に利益相反行為の疑いが生じるとされる者が出席している場合、その関係者に対して審議及び議決権がないことを確認し、決議に加えてはならない。

(倫理委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役委員がこの規程に違反した場合の対処等)

第7条 役委員若しくは登録競技者が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合、管理責任者(担当専務理事)は直ちに調査を行うものとし、調査の結果、当該役委員若しくは登録競技者にこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、倫理委員会で審査し必要な処置をとるものとする。但し、登録競技者規程に違反した場合は、細則31条の定めるところによる。

2 本連盟の職員に関する対処は、倫理委員会の意見を聴取したうえで会長は理事会の承認を得て第4条の遵守事項の違反又は職務怠慢等の程度により、戒告、減給、停職及び免職の処置をとるものとする。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

平成24年 7月 2日 改正

平成25年 3月27日 改正